

令和2年5月11日

監理団体の皆様へ

政府の「緊急事態宣言」解除後に想定される

「介護技能実習評価試験」の実施件数の急増に伴う試験日の調整へのご理解とご協力について
(お願い)

「介護技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

監理団体の皆様におかれましては、平素より、「介護技能実習評価試験」の運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しましては、政府において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条に定める「緊急事態宣言」が発令され、同法第45条に基づき、都道府県知事より感染を防止するための協力要請（接触機会の低減を目的とした外出自粛の要請等）がなされたことを受けて、**「介護技能実習評価試験」の試験日の延期にて対応することとし、監理団体の皆様のご理解とご協力をいただいていたところ**です。

「介護技能実習評価試験」については、これまで月あたり約450～500名が受検いただいております。今回の延期を受けて、6月までの本来の受検予定者数は約1,500名にのぼります。これらの試験に関しましては、緊急事態宣言解除以降、できる限り早期に受検していただけるよう調整する予定としているところではございますが、これだけ多くの試験が一時期に集中しますと、試験評価者の手配はじめ各種事務手続きに支障をきたすことが懸念されます。

このため、試験実施機関としましては、受検者（技能実習生）の在留期限に十分配慮しながら、試験の集中を緩和していく必要がございます。また、新型コロナウイルス感染症が再び拡大する可能性（いわゆる第2波、第3波）もありますことから、今後の新規受検申請等につきましては、原則として受検者（技能実習生）の入国月をベースとして優先度を振り分けさせていただきたいと考えております。

監理団体の皆様におかれましては、現下の状況についてご理解いただきますとともに、管下の受検者（技能実習生）の入国時期をご確認いただきまして、下記の対応について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2019年9月30日までに入国されている受検者(技能実習生)の試験の取扱いについて

現行どおり、受検希望期間を優先させていただきます。

延期対応となっている試験については、調整窓口担当者と調整のうえ、「緊急事態宣言」の解除後の期間で試験日を確定させてください。なお、試験日の調整に難航する場合は、試験実施機関までご一報願います。

2. 2019年10月1日以降に入国されている受検者(技能実習生)の試験の取扱いについて(2020年5月7日時点において、試験実施機関から「受検料」の請求を行っていない分が対象となります。なお、既に受検料を請求している分については、上記「1」に該当することとなります。

10月に入国…→ 2020年7月に受検できるよう調整いたします

11月に入国…→ 2020年8月に受検できるよう調整いたします

12月に入国…→ 2020年9月に受検できるよう調整いたします

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今後も不安定な状況が想定されますことから、申請時にいただいた「受検希望期間」につきましては目安として勘案させていただき、原則としては、入国月によって受検する期間(月)を定めさせていただく予定でございます。

本件につきましては、「緊急事態宣言」の解除後に、改めてご連絡いたしますが、予めご承知おきいただけますようお願い申し上げます。

以上